

第 10 号

熊本県手数料条例の一部を改正する条例の制定について
熊本県手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和2年11月25日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県手数料条例の一部を改正する条例

熊本県手数料条例（平成12年熊本県条例第9号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第235号及び第236号中「第32条」を「第23条」に改め、同号の次に次の2号を加える。

(236) の2 家畜改良増殖法施行規則第38条第1項の規定に基づく家畜人工授精所の開設の許可証の書換え交付

家畜人工授精所開設許可証書換え交付手数料 1,700円

(236) の3 家畜改良増殖法施行規則第39条第1項の規定に基づく家畜人工授精所の開設の許可証の再交付

家畜人工授精所開設許可証再交付手数料 1,700円

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 熊本県収入証紙条例（昭和39年熊本県条例第24号）の一部を次のように改正する。
別表第1手数料の項第224号の次に次の2号を加える。

224 の2 家畜人工授精所開設許可証書換え交付手数料

224 の3 家畜人工授精所開設許可証再交付手数料

（提案理由）

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）の一部改正等を踏まえ、手数料の規定を整備する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。